

8 月 20 日からの大雨に伴う災害により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、このたびの災害により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の皆さまを対象に電気料金の支払い期日の延長などの特別措置を実施させていただきます。特別措置をご希望されるお客さまは、大変恐れ入りますが、当社へお電話にてお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 電気料金の特別措置の適用対象

以下のお客さまが対象となります。

国の定める災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧・高圧・特別高圧電気のご契約をいただいているお客さま(当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限り

ます)
※8 月 27 日時点の特別措置の適用地域は、別紙(当社による電気料金等の特別措置対象地域)をご覧ください。

※災害救助法の適用地域に関する最新情報については、「内閣府発表災害救助法の適用状況」をご覧ください。

2. 電気料金の特別措置のお申込み方法

電気料金の特別措置をご希望されるお客さまは、8 月 27 日(水)から 10 月 31 日(金)までの間の受付時間中に、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

【低圧(一般のご家庭等)のお客さま】

ENEOS Power 株式会社 電気特別措置 専用窓口 電話番号 0120-130-340 IP・国際電話などからは 0422-35-6521 (受付時間:午前 9 時～午後 5 時 [日曜・祝日・年末年始除く])

【高圧(法人等)のお客さま】

ENEOS Power 株式会社 特別高圧・高圧電力お客さま窓口 電話番号 03-5144-5345 (受付時間:午前 9 時～午後 5 時 20 分 [土曜・日曜・祝日・年末年始除く])
--

3. 電気料金の特別措置の内容

(1) 電気料金のお支払期日の延長

2025 年 9 月分の電気料金を対象として、お支払期日を 1 カ月間延長いたします。

ただし、請求金額が確定しており、9 月分の支払い期日の延長ができない場合は、2025 年 10 月分のお支払い期日を 1 カ月間延長いたします。予めご了承ください。

(2) 被災にともない電気を全く使用されない場合の基本料金の免除

被災にともない、2025 年 9 月分のご使用電力量(キロワット時)が 0 キロワット時である場合には、2025 年 9 月分の電気料金を対象として、基本料金を免除いたします。ただし、請求金額が確定しており、9 月分の基本料金の免除ができないお客さまは、2025 年 10 月分を対象といたします。なお、基本料金の免除につきましては、対象月の翌月以後の電気料金から控除させていただきます。

4. その他

電気料金の特別措置(1)を適用した場合、9 月分の電気料金を 10 月分以後の電気料金と合算(10 月分の電気料金の場合は、11 月分以後の電気料金といたします。)してご請求させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

別紙

当社による電気料金の特別措置対象地域(8月27日時点)

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社とご契約をいただいているお客さま(当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。)を対象といたします。

■ 対象地域

(1)災害救助法が適用された地域

災害救助法 適用都道府県	災害救助法適用市町村
秋田県	仙北市

(2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域

なし

※災害救助法適用地域は、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されますので、最新情報については、「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以 上